



埼玉県報

第110号
令和2年(2020年)
5月29日
金曜日

目次

規則

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額（人事課）
- 地図ソフトウェア変更に伴う旅費システム改修業務委託に係る契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 令和2年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の

廃止の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 平成25年埼玉県告示第1166号の一部を改正する告示(食品安全課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託(産業技術総合センター)
- 上里幹線土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気に関する入札公告(教委・財務課)
- 県道新座和光線の区域の変更(朝霞県土整備事務所)
- 県道新座和光線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道川越日高線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道三芳富士見線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道赤浜小川線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)

- 県道西宝珠花屏風線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道西宝珠花屏風線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- がんセンター医療情報システム運用保守業務に関する契約の相手方等の公示（がんセンター）
- 地方独立行政法人化に伴う人事給与等システム一式構築業務委託に関する契約の相手方等の公示（経営管理課）
- 県立病院で使用する灯油（4・5月分）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）

正誤

- 埼玉県告示第491号中訂正（市街地整備課）
- 埼玉県公営企業管理規程第6号中訂正（公営企業・総務課）

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十五号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十六号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第五十二条」を「第五十五条」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「条例」を「食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。）」に、「別表第二第一号ハ」を「別表第一号ハ」に改め、同条第三号ロ中「食品等」を「食品、添加物（以下「食品等」という。）」に改める。

第十条第一項中第八号を削り、第九号を同項第八号とし、同条第二項中「条例別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)の表の下欄各号」を「省令別表第十七第一号ロ(1)から(3)まで」に改め、「ときは、当該届出に係る食品衛生責任者が当該該当する者である」を削り、同条第三項中「条例別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)の表の下欄各号」を「省令別表第十七第一号ロ(1)から(3)まで」に改める。

第十一条中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第十条、第十一条、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

様式第四号中「(第2項)」を削り、「第54条から第56条」を「第59条から第61条」に改め、「8 なし」を削る。

様式第五号 (一) 中	「の住所	を	「の住所
氏名」	ふりがな	び、	「第53条第2項」を「第
氏名」	氏名」		

56条第2項」を、「被相続人の氏名及び住所」を「被相続人」(氏名に

の氏名及び住所
は、ふりがなを記入してください。）」
に改める。

様式第五号 (二) 中 名称及びびを 名称及びび び、「第53条第2項」を「第

代表者氏名」 代表者氏名」

56条第2項」は、「合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地 「合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
」^を（名称及び代表者の氏名には、ふりがなを記入してください。）

の所在地
に改める。」

「ふりがな

様式第五号（三）中 名称及び ^を 名称及び ^は 「第53条第2項」や「第
代表者氏名」 代表者氏名」

56条第2項」は、「分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
」

「分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ^{に改める。}
^を（名称及び代表者の氏名には、ふりがなを記入してください。）」

様式第六号（一）及び様式第六号（二）中「第52条」を「第55条」に改める。
様式第八号及び様式第十二号中「8 なし」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定、第六条の改正規定（「別表第二一号ハ」を「別表第一号ハ」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「第五十四条」を「第五十九条」に改める部分に限る。）、様式第四号の改正規定（「（第2項）」を削る部分及び「第54条から第59条」を「第56条から第61条」に改める部分に限る。）、様式第五号（一）から様式第五号（三）までの改正規定並びに様式第六号（一）及び様式第六号（二）の改正規定については、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第五条の規定による管理運営の基準については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一〇三の項中

三七・二二から 五一・九九まで	五一
--------------------	----

を

三七・二二から 七三・一六まで	八七
--------------------	----

に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・セキュリティ担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 契約金額
37,356,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百五十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和二年六月一日（月）から同月五日（金）まで

五 採用予定時期

令和二年八月下旬から九月下旬まで、同年十月中旬から十二月上旬まで又は令和三年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和二年六月十一日（木）から同月十四日（日）までの間のいずれかの日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階）電話〇四八―八三一―六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告示

埼玉県告示第五百五十五号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十九日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和二年五月二十九日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一元	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十九日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和二年五月二十九日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
地図ソフトウェア変更に伴う旅費システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
54,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

令和二年四月一日

三 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和二年四月一日

三 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百六十号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和二年四月一日

三 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百六十一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和二年四月一日

三 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だより（令和2年4月号から7月号まで）の新聞折り込み及び配布業務
約2,130千部×4回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 契約金額
7.62円（8ページ税抜き1部当たりの単価）
8.68円（12ページ税抜き1部当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第五百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	令和二年 八月二十二日（土）	東松山市民文化センター	令和二年 八月六日（木）
網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	令和二年 九月十一日（金）	同右	令和二年 八月三十一日（月）
わな猟	令和三年 一月三十日（土）	同右	令和三年 一月十二日（火）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては、三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

ヘ 試験の方法

(1) 試験の区分及び科目は、次のとおりとする。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習

イ 適性試験の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
令和二年七月十二日（日）	さいたま市民会館い	令和二年七月二日（木）

		わつき	
令和二年七月三十日(木)	深谷市花園文化会館	令和二年七月十七日(金)	
令和二年八月七日(金)	アドニス		
	埼玉県秩父地方庁舎	令和二年七月二十九日(水)	
令和二年八月十八日(火)	吉見町民会館(フレ	令和二年八月六日(木)	
	サよしみ)		

ロ 講習の方法

適性試験の際に合格者に対して配布する資料により、受験者が自宅において、各自学習を行う。

ハ 対象者

- 次の(1)及び(2)に該当する者
- (1) 県内に住所を有する者
 - (2) 令和二年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

ニ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する埼玉県の各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
 - (2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 一枚
 - (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
 - (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- ヘ 狩猟免許更新申請手数料
- 二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科目
----	----

適性試験	講習
視力 聴力 運動能力	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告示

埼玉県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
大川医院	大川 修	春日部市備後西三一一一五	令和二年四月一日
埼玉みなみクリニック	医療法人社団ビジョナリー	八潮市中央三一一一四エムケービル八潮二〇三号室	令和二年五月一日
埼玉みらいクリニック	岡本 宗史	上尾市緑丘三一一一 二PAPA上尾ショッピング アヴェニューB棟二階	令和二年四月一日
さくら整形外科	関 時宏	草加市谷塚上町二三五一	令和二年三月一日
医療法人社団明世会 北戸田クリニック	医療法人社団明世会	戸田市新曽二二二〇一北 戸田ファーストゲートタワー 一F	平成二十九年十一月一日
医療法人勇誠会 こうゆうクリニック	医療法人勇誠会	戸田市新曽一九三五	令和二年四月二十日
ふたばクリニック	社会福祉法人育心会	入間郡毛呂山町市場一〇四二一一	令和二年五月一日

モアナデンタルクリ ニック	しろくまデンタルク リニック	みずほ台NICODE ンタルクリニック	杉田歯科医院	医療法人社団陽光 会 木馬歯科医院	たかた歯科	ハートデンタルクリ ニック	かすかべモール歯科	医療法人社団向生 會 ゆう上尾在宅 クリニック	上福岡医院	おばら内科腎クリニ ック	所沢あかだ整形外科
菅原 良和	深澤 飛鳥	村松 朋養	杉田 正	光会 医療法人社団陽 光会	高田 香子	定岡 博之	医療法人恵優会 春日部市下柳四二〇一	医療法人社団向 桶川市鴨川一―五―一四ソ 生會 レイユビル三階B号室	宇野 漢成	小原 功裕	朱田 尚徳
東松山市神明町二―一― 六ビバモール東松山店二階	熊谷市銀座二―二四五ニッ トーモール四階	富士見市東みずほ台二―二 九―四東武ストアみずほ台 東店一階	富士見市ふじみ野東一―二 一―一ラ・ガールふじみ野 二〇一	狭山市入間川二―二六―一 五アイランド狭山二階	北葛飾郡杉戸町高野台西一 ―三―一	久喜市青毛一―一九六―三	春日部市下柳四二〇一	桶川市鴨川一―五―一四ソ レイユビル三階B号室	ふじみ野市霞ヶ丘一―二― 二七―二〇四	富士見市鶴馬二―一七―三 六	所沢市くすのき台三―一八 ―二―二階
令和二年四月 一日	令和二年四月 一日	令和二年五月 一日	令和二年四月 一日	令和二年三月 四日	令和二年四月 六日	令和二年一月 一日	令和二年五月 一日	令和二年四月 一日	令和二年四月 一日	令和二年四月 一日	令和二年五月 一日

モール東松山店	ウエルシア薬局ビバ	オレンジ薬局	ヤマユリ薬局	さわき薬局	ひまわり薬局 所沢	ひまわり薬局 東所沢	ひまわり薬局 狭山ケ丘	マミー薬局 2号店	かちどき薬局 久喜店	かちどき薬局 久喜本町店	株式会社カネコ薬局	ホワイト歯科医院
株式会社	株式会社メデイリス	井上 辰憲	澤木 誠	株式会社グリー ンエイト	株式会社グリー ンエイト	株式会社グリー ンエイト	株式会社鈴木薬局	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社カネコ 薬局	阿部 慶子
六	六―四ベラヴィスター〇二	狭山市根岸二―九―一六	所沢市榎町一―二―七	所沢市北野新町二―一九―一	所沢市本郷二七〇―五	所沢市狭山ケ丘一―三〇〇 九―一五	草加市草加一―四―一	久喜市下清久二七六―四	久喜市本町一―七―一五	〇	春日部市粕壁東二―一―四	行田市持田六八八
一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年五月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月十日	令和二年五月一日	

訪問看護ステーションあやめ桶川	訪問看護ステーションかのん訪問看護ステーションふじみの	訪問看護ステーションストレンジス	訪問看護ステーション夢の実	訪問看護ステーションぽしぶる	訪問看護ステーションステーション	訪問看護ステーション悠友	花・花薬局 北本店	アイ調剤薬局	新座薬局	かしあい薬局	薬局松山西
株式会社ファーストナーズ	株式会社双泉メデイカルサポート	合同会社ストレンジス	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	合同会社ぽしぶる	株式会社武蔵野プリオ	合同会社福寿会	株式会社エファンドエフ	株式会社KMA	株式会社サンドラッグ	株式会社ALM A	株式会社フェイズ
桶川市鴨川二丁目一〇一	ふじみ野市上福岡一丁目一〇三	富士見市西みずほ台三丁目一〇シヤルルみずほ二階B	鴻巣市八幡田八四九	上尾市上尾下六五九一四ピアハイム一〇一号	三郷市早稲田二丁目六メゾンドベール早稲田I一三	春日部市豊町五一九一四ボヌールII F店舗	北本市北本一丁目一四一	新座市東北二丁目二〇一九	新座市東北一丁目七一三	深谷市人見一九八二	東松山市松山町二丁目四一四
令和二年五月一日	令和二年三月一日	令和元年七月一日	令和二年四月一日	令和二年五月一日	令和二年四月一日	令和元年九月一日	令和二年四月一日	令和二年五月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
佐藤 光		からだ元気治療 院 県央エリア 店	北本市東間七一一ニュー マリツチ斉藤一〇一	令和二年三月 一日
菅原 舞乃		石神井公園鍼灸 院	東京都練馬区石神井町三 三〇―三二	令和二年五月 一日
尾野 誠		訪問マッサージ 純誠会	三郷市早稲田二一九―二 〇―一〇三	令和二年四月 一日
秋田 益養		大森駅前鍼灸マ ッサージ院	東京都大田区大森北一― 一六イソーラ大森一階	令和二年四月 一日
渡辺 一範		東京ヘルスケア 機能訓練センタ ー	東京都武蔵野市中町一―三 九―九ミタカオフィス二F	令和二年四月 二十一日
井門 健太 郎		フレアス在宅マ ッサージ国分寺	東京都国分寺市東恋ヶ窪三 ―九―一五レジデンシア国 分寺一〇四号室	令和二年四月 一日
堀地 正宗		堀地 正宗	東松山市本町二―三―四ラ イブコア本町一―一―号室	令和二年四月 一日
後藤 崇		三郷たいよう鍼 灸整骨院	三郷市三郷一―五―四	令和二年四月 六日
也 谷古宇 達		院 わせだ鍼灸整骨	三郷市早稲田二―二―一レ ミネ早稲田一〇一	令和二年四月 十七日
山崎 直		やまざき接骨院	狭山市北入曾三六八	令和二年二月 一日
浅野 剛史		あさの接骨院	春日部市上蛭田五二―一	令和二年四月 二十五日

告示

埼玉県告示第五百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
あけぼの内科リウマチ科クリニック	宮城内科クリニック		あけぼの内科リウマチ科クリニック	
医療法人石州会	医療法人陽名会		医療法人石州会	
きらり・ヘルスケアクリニック	ゆうあいクリニック		きらり・ヘルスケアクリニック	
医療法人社団順孝会 新白岡・あだち眼科	白岡市野牛一〇五七		白岡市新白岡七一一九	
ウッド歯科	ハプラス歯科		ウッド歯科	
すずらん歯科クリニック	星谷歯科クリニック		すずらん歯科クリニック	
セイムス平方薬局	平方薬局		セイムス平方薬局	
セイムス氷川薬局	あい薬局氷川店		セイムス氷川薬局	

告示

埼玉県告示第五百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
大川医院	春日部市備後西三―一―五	令和二年三月三十一日
さくら整形外科	草加市谷塚上町二三五―一	令和二年二月二十九日
北戸田クリニック	戸田市新曽二二二〇―一―一〇―一	平成二十九年十月三十一日
中里小児科医院	入間市扇町屋三―四―一八	令和二年四月一日
おぼら内科腎クリニック	富士見市関沢一―一―一八	令和二年三月三十一日
かさはら内科クリニック	四 ふじみ野市霞ヶ丘一―二―二七―二〇	令和二年三月三十一日
神川町国民健康保険診療所	児玉郡神川町関口九二―一―一	令和二年三月三十一日
兼子耳鼻咽喉科分院	新座市野火止二―一―四―一	令和二年三月三十日
ゆう上尾在宅クリニック	三階 B号室 桶川市鴨川一―五―一四ソレイユビル	令和二年三月三十一日

高田歯科	南埼玉郡宮代町学園台一―一二―一	令和二年三月三十 一日
ハートデンタルクリ ニック	久喜市青葉二―六―一	令和元年十二月三 十一日
木馬歯科医院	狭山市入間川三―三一―五イオン武蔵 狭山三F	令和二年三月三日
みずほ台ファミリ― 歯科	F 富士見市東みずほ台二―二九―四―一	令和二年三月三十 一日
しろくまデンタルク リニック	熊谷市銀座二―二四五ニット―モ― ル四F	令和二年三月三十 一日
株式会社カネコ薬局	春日部市粕壁東二―一―四〇	令和二年四月九日
かちどき薬局 久喜 店	久喜市下清久二七六―四	令和二年三月三十 一日
かちどき薬局 久喜 本町店	久喜市本町一―七―一五	令和二年三月三十 一日
本町薬局	志木市本町六―一八―二六	令和二年三月三十 一日
パール薬局所沢店	所沢市榎町一―二―七	令和二年三月三十 一日
ひまわり薬局 東所 沢	所沢市本郷二七〇―五	令和二年三月三十 一日
ひまわり薬局 所沢	所沢市北野新町二―一九―一	令和二年三月三十 一日
ひまわり薬局	所沢市狭山ヶ丘一―三〇〇九―一五	令和二年三月三十 一日

チェリー薬局	所沢市けやき台一―八―四	令和二年三月三十日
ヤマユリ薬局	狭山市根岸二―九―一六	令和二年三月三十日
すばる薬局	狭山市富士見一―七―六	令和二年三月三十日
オレンジ薬局	富士見市ふじみ野東一―一六―四―一〇二	令和二年三月三十日
ひまわり薬局	熊谷市拾六間六五三	令和二年三月三十日
薬局松山西	東松山市松山町二―四―四五	令和二年三月三十日
すや薬局 宮本店	本庄市千代田一―四―二三	令和二年三月三十日
かしあい薬局	深谷市人見一九八二	令和二年三月三十日
マル十薬局	秩父市宮側町一七―五	平成二十九年九月三十日
新座薬局	新座市東北一―七―三	令和二年三月三十日
花・花薬局 北本店	北本市北本一―一八四―一	令和二年三月三十日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション 上尾原市	上尾市原市三一五―二九 Utopia 一―二一 一〇二	令和二年三月三十日
訪問看護ステーション デューン坂戸	坂戸市南町三一―長太郎坂戸駅前ビル 三階	令和二年二月二十九日

二 指定施術機関

土田 実	山崎 五郎	氏名	
		住所	
シ ョ ン 越 谷 間 久 里 ス テ ー シ ョ ン	訪問医療マッサー ジ K E i R O W	山崎接骨院	名称
	越谷市下間久里九六 四松崎ビル一F	狭山市北入曾三六八	所在地
八日	令和二 年二 月二十	一日	令和二 年一 月三十
		廃止年月日	

告示

埼玉県告示第五百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
オシダデンタルクリニク	ふじみ野市大井一〇七四―四	令和二年五月八日

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	再開年月日
共創未来 東鴻巣菓 局	鴻巣市上生出塚清水七六九	令和二年四月七日

告示

埼玉県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
居宅介護支援事業 所 アン・インプレ ッション	事業所 所在地	むさしのメデイカル 通所リハビリセンタ ー	むさしの整形 外科リハビリ センター	通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション
		春日部市小 一六一一	春日部市小 一三一一	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ヤマユリ薬局	狭山市根岸七七 ― 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年三月三十 一日
オレンジ薬局	富士見市ふじみ 野東― 四ベラ 一〇二 ― 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年三月三十 一日
かしあい薬局	深谷市人見一九 八二	居宅療養管理指導	令和二年三月三十 一日
新座薬局	新座市東北― 七― 三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年三月三十 一日

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

平成二十五年埼玉県告示第千百六十六号（食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品）の一部を次のように改正し、令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示文中「別表第一第一号ハ及び」を削る。

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年一月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三八・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇・八二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年五月十五日

二 縦覧期間

令和二年五月二十九日から令和二年九月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年五月二十九日から令和二年九月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建設場所は、東小学校及び東中学校の学区内であり、大型車両等が通行する場所は、児童生徒の通学路にもなっている。よって、工事中は誘導員を配置する等して関係する小中学校の児童生徒に係る登下校時の安全確保について、十分に配慮すること。
- (2) 工事車両等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を呼びかける表示を設置すること。
- (3) 東小学校及び東中学校へは、事前に工事の計画等周知すること。
- (4) 特に公道に面している箇所での児童生徒の安全には細心の注意を払うこと。

二 縦覧期間

令和二年五月二十九日から令和二年六月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
404,492,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 粟生田 邦夫	令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年五月二十六日認可した。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

上里幹線土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年五月二十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社三浦解体工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市朝日二丁目二番四号

ハ 代表者の氏名

三浦 珪助

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第五〇六九二号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社三浦解体工業の役員は、刑法違反の罪により、さいたま簡易裁判所から罰金刑に処せられ、平成二十九年七月二十八日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（総合交付金（改築）工事）

三 作業地域

久喜市高柳地内

四 作業期間

令和二年二月二十八日から令和二年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

令和二年五月十八日から令和三年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第五百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力6,873キロワット
予定使用電力量11,607,300キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立春日部高等学校ほか32校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に11,607,300キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kasukabe High School including 32 other schools (Contract: 6,873 kW estimated kWh: 11,607,300 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020

By mail: 3:00 pm, July 27, 2020

In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 契約電力6,228キロワット
予定使用電力量12,646,400キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立川越高等学校ほか35校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に12,646,400キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe High School including 35 other schools (Contract: 6,228 kW estimated kWh: 12,646,400 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020

By mail: 3:00 pm, July 27, 2020

In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 契約電力7,124キロワット
予定使用電力量12,367,400キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立浦和高等学校ほか34校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に12,367,400キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Urawa High School including 34 other schools (Contract: 7,124 kW estimated kWh: 12,367,400 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020

By mail: 3:00 pm, July 27, 2020

In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力6,283キロワット
予定使用電力量11,316,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に11,316,100キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kumagaya High School including 32 other schools (Contract: 6,283 kW estimated kWh: 11,316,100 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020

By mail: 3:00 pm, July 27, 2020

In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 契約電力
6,333キロワット 予定使用電力量8,999,600キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に8,999,600キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Hanawa Hoki'ichi School for the Visually Impaired including 33 other schools
(Contract: 6,333 kW estimated kWh: 8,999,600 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020
By mail: 3:00 pm, July 27, 2020
In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs
Department, Education Bureau,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 契約電力1,659キロワット 予定使用電力量4,653,500キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年9月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県立総合教育センターほか12施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の別紙様式4の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成30年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に4,653,500キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 橋本 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年7月20日（月）午前9時から同月27日（月）午後3時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部財務課 令和2年7月28日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年7月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Education Center including 12 other public facilities (Contract: 1,659 kW estimated kWh: 4,653,500 kWh)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 5:00 pm, July 27, 2020

By mail: 3:00 pm, July 27, 2020

In person: 3:00 pm, July 27, 2020

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市野火止八丁目四七六番五 地先から同市野火止八丁目四七 七番一地先まで		区 間
一三・〇〇〇 一六・四九	九・九〇〇 一三・一八	敷地の幅員 (メートル)
九・一一		延 長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

新座和光線	路線名
新座市野火止八丁目四七六番五地先から同市野火止八丁目四七七番一地先まで	供用開始の区間
令和二年五月二十九日	供用開始の期日
令和二年五月二十九日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九・一メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>川越坂戸毛呂山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市大字上寺山字東田三九四番三 地先から同市大字上寺山字東田三九 四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年五月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十二月二十四日 付け埼玉県川越県土整備事務 所長告示第六十六号で告示し た道路予定区域の一部供用開 始である。 延長二八・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>川越日高線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市連雀町四番九地先から同市連雀町一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年五月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年九月八日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十三号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。 延長一七・二三メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>川越坂戸毛呂山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市連雀町三番二地先から同市連雀町七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年五月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二八・七七メートル</p>	<p>備 考</p> <p>平成二十六年十一月十八日 付け埼玉県川越県土整備事務所 所長告示第十二号及び平成二 十九年九月八日付け埼玉県川 越県土整備事務所所長告示第二 十四号で告示した道路予定区 域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで	入間郡三芳町大字上富字吉拓四 一一番一〇地先から同郡同町大 字北永井字中ノ原三五二番一	区 間
一二・〇六 三〇・六五	一〇・〇九 一二・二五	敷地の幅員 (メートル)
四〇六・〇二		延長 (メートル)
る。	交差点改良事業によ	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一番一地先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字牟礼字可吹九六六番 地先から同郡同町大字牟礼字東一〇四</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・三八〽四一・一〇</p>	<p>一七・三八〽三〇・五一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三八八・八九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>の 一 部 変 更 で あ る。</p>	<p>平成二十五年二月二十二日付 け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第一号の道路予定区域</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西宝珠花屏風線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
春日部市西親野井字浅間下一 四九番一地从先から 同市西親野井字浅間下一三〇 番一地从先まで		区 間
一一・六五 〽 一一・八五	一一・二七 〽 一一・九七	敷地の幅員 (メートル)
二六四・二〇		延 長 (メートル)
江戸川堤防強化工事に伴 う付替道路		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

路線名	西宝珠花屏風線
供用開始の区間	春日部市西親野井字浅間下一四九番一地从先から同市西親野井字浅間下一三〇番一地从先まで
供用開始の期日	令和二年五月二十九日
備考	令和二年五月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号における道路予定区域の供用開始である。延長二六四・二〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年五月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年五月八日

指令越建セ第〇一〇四〇一号

二 検査済証番号

令和二年五月二十五日

越建セ第七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目百九十九番二、百九十九番三、二百番二、二百番三、二百番四、二百番五、二百番六、二百番七、二百番八、二百番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力五百七十三番地

株式会社メゾン 代表取締役 丹川 啓一

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
187,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

地方独立行政法人化に伴う人事給与等システム一式構築業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県病院局経営管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 代表取締役社長 中越 吉彦

高知県高知市本町4丁目1番16号

5 契約金額

198,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
県立病院で使用する灯油（４・５月分）
JIS １号 72,200リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
 - (2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2
- 3 落札者を決定した日
令和２年４月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社鈴木石油
埼玉県深谷市菅沼443番地 1
- 5 落札金額
45.10円（１リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和２年４月３日

正 誤

埼玉県告示第四百九十一号（令和二年五月十二日第百五号）中訂正

ページ 行

一 前から十五

誤

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

正

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第六号（令和二年三月三十一日第九十三号）中訂正

ページ 行

一 後から三

誤

別表第五の欄4を削る。

正

別表第五の欄中4を削り、5を4とし、6から59を5から58とする。